# 助成制度のご案内

# 充電設備導入促進事業

# 集合住宅以外

東京都は、電気自動車等の普及促進に向けて、充電設備の導入を支援します。



事業期間	令和 4 年度から令和 6 年度(年度ごとに受付期間を設けます。)			
概 要	東京都内の事務所・工場・商業施設等において、電気自動車・プラグインハイ ブリッド自動車の充電設備を設置する方に対して、経費の一部を助成します。			

#### お問合せ先・申請先



公益財団法人 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) 都市エネ促進チーム

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL: 03-5990-5159

受付時間:月曜日〜金曜日(祝祭日・年末年始を除く。)9:00〜17:00(12:00〜13:00を除く。) URL https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/all-evcharge



## 内容

#### 助成対象者

東京都内の施設等(下表参照)に設置する充電設備の所有者 (法人、個人事業主、都内の区市町村及びリース事業者)

	種別	主な建物用途の例			
助成対象となる施設等	公共用充電	<ul> <li>・商業施設(ショッピングセンター、百貨店等)</li> <li>・宿泊施設等(ホテル、旅館等)</li> <li>・観光施設(動物園、水族館、世界遺産に登録された施設等)</li> <li>・遊戯施設(公園、遊園地、テーマパーク)</li> <li>・公共施設(地方公共団体施設、図書館、博物館、病院等)</li> <li>・時間貸し駐車場等</li> </ul>			
	非公共用充電	事務所•工場等			
		月極駐車場			

### 助成対象 設備·要件

- ●電気自動車、プラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であること。
- ❷経済産業省の「クリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金」及び「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」で補助金交付対象として承認された設備であること。
- ❸新品であること。

		設備購入費	設置工事費*1	受変電設備 改修費*1*2	維持管理費*3 (設置後3年間まで)		
助成対象 経費·助成額	超急速充電設備 (出力90kW以上)	全額 ** 1 (機種ごとの) 上限あり)	上限 500万円 1基当たり	上限 435万円	保守費等 上限 <b>40万円</b> 電気基本料**4 上限 <b>110万円</b>		
	急速充電設備 (出力10kW以上)		上限 <b>6万円</b> (1kW当たり) or 上限 <b>309万円</b> (1基当たり) いずれか低い方		保守費等       上限40万円         電気基本料※4       上限60万円		
	<ul><li>・普通充電設備</li><li>・V2H充放電設備</li><li>・充電用コンセント</li><li>スタンド</li></ul>	<b>半額</b> (機種ごとの) 上限あり)	上限 <b>81万円</b> 1基目 上限 <b>40万円</b> 2基目~				
	充電用コンセント		上限 <b>60万円</b> 1基目 上限 <b>30万円</b> 2基目~				
	※上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。 ※1国補助金を併用する場合は、その交付金額分を差引いた額が上限額となります。 ※2充電設備の合計出力が50kW以上の場合に限ります。 ※3「充電設備運営支援事業」での助成となります(公共用充電の場合のみ対象)。 ※4再生可能エネルギー100%の電気を使用する場合に限ります。						

#### 申請について

#### ●国の補助金を併用する場合

工事が完了し、国の額の確定通知書を受領してから、交付申請を提出 (工事・支払完了から1年以内)

## 2国の補助金を併用しない場合

工事開始前に交付申請を提出